

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 環境市民厚生分科会		会議場所 第1委員会室
			担当職員 小野
日 時	令和3年9月16日(木曜日)	開 議	午前 10 時 10 分
		閉 議	午後 4 時 33 分
出席委員	◎平本 ○三宅 長澤 大塚 並河 竹田 西口		
理事者 出席者	【環境先進都市推進部】 山内部長 [環境政策課] 大倉課長、綾野環境政策係長、名倉環境保全係長 [環境クリーン推進課] 大西課長、西田施設担当課長、酒井計画係長、石津埋立施設係長 【市民生活部長】 森川部長 [市民課] 増田課長、上澤市民相談係長 [火葬場整備推進課] 藤本課長 [保険医療課] 吉田課長、吉野高齢者医療係長、西田国保給付係長、坂田国保料係長 [税務課] 伊豆田課長 【市立病院】 玉井病院事業管理者、松村部長 [病院総務課] 土岐課長、山下管理係長 [医事課] 小笹課長 [経営企画室] 竹内室長		
事務局	小野主任		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 0名	議員1名(富谷)

会 議 の 概 要

1 開会

2 事務局日程説明

3 付託議案審査

(1) 令和2年度亀岡市病院事業会計決算認定(第20号議案)

[理事者入室] 市立病院入室

<病院事業管理者>

(あいさつ)

<病院総務課長>

(資料に基づき説明)

～10:34

[質疑]

<三宅副委員長>

発熱外来の運用状況は。

<病院事業管理者>

受診者数は、多いときで1週間に20人を超え、休日にも電話がかかってくる。先週ぐらいから、件数は減少傾向にあり、1週間に7人から8人ぐらいであったが、

2、3日前から少し増加している状況である。

<三宅副委員長>

発熱外来は、何人ぐらいまで対応できるのか。

<病院事業管理者>

亀岡市内における発熱外来は、市立病院だけではなく、複数の医療機関で対応している。保健所が全体の数字を把握していると思うが、この場でその数を回答することは難しい。

<三宅副委員長>

大変なことにはなっていないということか。

<病院事業管理者>

コロナが感染拡大したときには、その不安から発熱外来を受診される方が多かった。当初の体制で対応できない場合には、受け入れる枠を広げて対応する必要があると考えていたが、結果として、そこに至る前にピークが過ぎ、従来の枠の中で対応することができた。

<並河委員>

発熱外来の開設時間は。

<病院事業管理者>

午後に限定して実施している。

<西口委員>

新型コロナの関係で患者数が減少している中、経営状況を維持されたことは非常に評価できる。昨年は、市民の方もコロナを警戒し病院に行きづらい状況があったのではないかと思う。これまでどおり病院を利用していただくことが、安定した経営に繋がっていくと考えるがどうか。

<病院事業管理者>

最近の決算状況を見ると、令和元年度までは、収益が右肩上がりとなっていた。現在は、そこが一つの目標値であると考えている。令和2年度の収益は、外来がマイナス7.7%、入院は人数当たりマイナス11.4%という状況であったが、7月、8月には、外来はプラス13%、手術や入院はプラス3%となっている。これまで、患者を増やすための広報として、市民に説明する機会を設けていたが、今は全て中止している。まだ再スタートする時期ではないので、状況を見て判断していきたい。

<竹田委員>

コロナ対策のため、受診機会を減らすことができるよう、投薬間隔を広げるといった対応はしているか。

<病院事業管理者>

議員ご指摘のとおり、本人の希望を確認する中で、投薬間隔を広げることもある。

<竹田委員>

以前から、市立病院に来られる患者の分布としては、JR亀岡駅から東側にお住まいの方が多かった。最近は交通の便が少しよくなってきたが、他の地域の患者は増えているか。

<病院事業管理者>

外来患者の分布データは毎月取っている。科によって増減はあるが、トータルすると以前とほとんど変わらない。このコロナの状況になっても、あまり変わらない状況である。

<並河委員>

市立病院が、独自で送迎用のバスを運行する考えは。

<病院事業管理者>

バスを運行するためには、病院の規模が一つの問題となる。市立病院の規模では、一度に多くの方に来ていただいても、お待ちいただく時間が長くなるため、現時点ではバスの運行を考えていない。

<平本委員長>

診療単価が年々上がっている理由は。

<病院事業管理者>

手術に関わる医療資源の投入が要因の一つであると考えている。

[理事者退室] 市立病院

< 休憩 11:02 ~ 13:00 >

[理事者入室] 環境先進都市推進部

(2) 令和2年度亀岡市一般会計決算認定について(第11号議案所管分)

<環境先進都市推進部長>

(あいさつ)

<各課長>

(資料に基づき説明)

~13:35

[質疑]

<三宅副委員長>

65ページ、海ごみ発生抑制対策啓発業務のうち、モニタリング調査及び護岸設置の委託先はどこか。

<環境政策課長>

海ごみ発生抑制対策啓発業務は、かめおか霧の芸術祭、モニタリング調査は、NPO法人プロジェクト保津川、護岸設置は、清水建設工業に委託している。

<長澤委員>

65ページ、代替袋購入事業費補助金は、レジ袋禁止条例の施行に伴う支援策として、令和2年度限りで実施する予定であると思うが、事業者からどのくらいの希望があったのか。また、その後は事業者からのニーズはないのか、ほぼ目的を達成したのか、その辺りの見通しは。

<環境政策課長>

代替袋の共同購入については、条例施行に伴い事業者の負担軽減、支援策として実施している。実際に利用していただいた店舗は、延べ221店舗である。枚数は、23万9,700枚であった。条例施行後は、マイバッグの持参率も非常に高まってきており、そういった状況を踏まえて、補助事業としての目的や役割は一定果たしたのではないかと考えている。

<長澤委員>

事業者も、令和2年度限りの事業であるということは認識されていると思うが、継続を希望する声はないか。

<環境政策課長>

継続してほしいという声も何件かいただいている。

<並河委員>

66 ページ、JR 亀岡駅南に設置した喫煙ブースの利用状況は。また、喫煙ブースを設置したことによって、どのような変化があったのか。

<環境政策課長>

利用状況について、集計は取っていないが、週に2回、吸い殻の回収に行った際には、灰皿がいっぱいになっているので、かなりの方が利用されているのではないかと考えている。

<並河委員>

喫煙ブースが設置されて、周辺はきれいになったのか。

<環境政策課長>

苦情などは特にないので、一定効果はあったと考える。また、直近のデータしかないので、正確ではないかもしれないが、最近では顕著に吸い殻のポイ捨てが減っている。

<西口委員>

64 ページ、アユモドキの再生業務委託料について、この事業の成果として個体数はどれくらい確認できているのか。

<環境政策課長>

NPO 法人亀岡人と自然のネットワークが、アユモドキの推定個体数調査を継続的に行われており、昨年の調査では、当歳魚、その年に生まれたと言われている魚が1,087匹、1歳以上の魚は381匹というデータが出ている。この当歳魚の数は、この調査開始以来、2番目に多い状況である。

<平本委員長>

65 ページ、エコバッグ生地製作拠点整備事業補助金について、以前の行政報告の中で、今後は事業者が自立できるような形にしていくと説明があったが、現状はどうか。

<環境政策課長>

当初の整備に係る費用の補助を行ったが、既に自立した運営ができており、一つの成功例になったのではないかと考えている。

<平本委員長>

環境拠点施設の活用方法や、今後の展望は。

<環境政策課長>

拠点施設整備の位置づけとしては、情報発信に特化したものになると思っている。HOZUBAG というものが生まれたが、これはプラスチックごみの取組をある意味象徴するような商品であり、商品を作り上げるまでの経過などをストーリーとして伝えることなどを考えている。非常に情報発信力があると考えており、拠点施設の中で活用していく方法があると考えている。

<三宅副委員長>

68 ページ、指定ごみ袋製作経費について、ごみ袋の材質は。

<環境クリーン推進課長>

家庭から出されたごみ袋は、収集する際に中のごみが飛散しないよう、ある程度の丈夫さが必要であることから、材質はプラスチックとしており、燃えてもあまり有毒なものが出ないような素材で作られていると聞いている。

<大塚委員>

71 ページ、プラスチック製容器包装中間処理の委託先は。

<環境クリーン推進課長>

令和2年度は、大阪再生資源業界近代化協議会である。

<大塚委員>

収集量や処理量は。

<環境クリーン推進課長>

約735.7トンである。

<西口委員>

亀岡市におけるごみの分別は何種類か。

<環境クリーン推進課長>

15種類である。

<三宅副委員長>

今回の、桜塚クリーンセンターの大規模改修はいつ頃か。

<環境クリーン推進課施設担当課長>

桜塚クリーンセンターは、平成24年度から27年度にかけて大規模改修を実施している。それから15年間は延命化目標を定め、施設を使用し続けるという計画になっている。大規模改修までは行わなくても、施設の入替えなどは今後も続けていかななくてはならない。まずは10年間の施設の使用を目的として、小、中規模の改修工事を行っていきたいと思っている。

<三宅副委員長>

エコトピア亀岡の延長期間は。

<環境クリーン推進課施設担当課長>

保健所に確認していただいている延長期間は、令和10年3月までである。

<平本委員長>

以前から委員会で、大型ごみを引き取って使われる方もおられるのではないかと、リサイクルしてはどうかと提案してきたが、そのことについて検討されたか。

<環境クリーン推進課長>

粗大ごみについては、約15年に「もったいない塾」として、家具などを修繕してみんなで使ってもらおうという取組を行ったことがあるが、その取組は不発であった。今は、市内のリサイクル業者などと相談し、粗大ごみの収集に係る運搬などについて連携ができないか検討している。

[理事者退室] 環境先進都市推進部

< 休 憩 14:24 ~ 14:32 >

[理事者入室] 市民生活部

<市民生活部長>

(あいさつ)

<各課長>

(資料に基づき説明)

~15:08

[質疑]

<長澤委員>

77ページ、市民相談事業について、市民からは相談相手が、どういった立場の方なのか分かりにくいのではないかと。市民相談を受けた方の中には、亀岡市職員に助

言をしてもらったと受け取られている方もいる。これは相談員の方が相談員の見解として述べられたことであり、市の見解とは異なるものであると思うが、誤解を与えないような対策はできないか。

<市民課長>

法律相談は、京都弁護士会所属の弁護士が行っており、広報にもその内容を記載している。予約の際にも、そのように説明している。法律相談以外で窓口に来られた場合は、市民相談員が対応しているが、窓口に出たときには、市民相談員であるという説明をしてから相談させていただいている。

<竹田委員>

88ページ、後期高齢者の健診事業の受診者は2,490人、受診率は約19%と、かなり低いですが、受診率を上げるためにどのような取組を行っているのか。

<保険医療課長>

高齢福祉課とともに、高齢者の健診事業として、一体化した取組を行っている。

<竹田委員>

1日に対応できる火葬の件数を超え、他の市町村で火葬していただいたというような事例はあったか。

<火葬場整備推進課長>

火葬の最大件数は、1日5件であり、去年は5件が二、三日続いたことはあったが、対応できる件数を超えたことによって、他の市町村で火葬されたということは確認していない。1日当たりの件数として1番多いのは2件、最大件数である1日5件は1年のうち11%程度である。1日当たりの火葬件数を平均すると、1日当たり2.5件である。

<並河委員>

市外の方が亀岡市で火葬される件数が、年間63件ということであるが、どこの方が多いのか。

<火葬場整備推進課長>

多いところは、南丹市が約30%、京都市が17%である。遠いところでは、綾部市、福知山市、与謝野町の方がおられるが、こういった方は、住民票が他自治体にあるが、実際は亀岡市に居住されている方ではないかと思う。

<長澤委員>

消費生活センターの相談員は、企業とのやり取りまで踏み込んで対応しているのか。

<市民課長>

基本的には、アドバイスするという立場で対応しているが、本人からの応対に対応しないような、悪質な業者に対しては、消費者と業者の間に入って連絡をとったり、返金の段取りをするということはある。

(3) 令和2年度亀岡市国民健康保険事業特別会計決算認定（第12号議案）

<市民生活部長>

(あいさつ)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～15:52

[質疑]

<大塚委員>

268ページ、療養費のうち保険料負担額の内訳は。

<保険医療課長>

柔道整復に関する部分が5,147万8,322円、診療費は352万9,452円、補装具は798万802円、あんま、マッサージは585万1,726円、鍼灸の部分が908万5,319円、合計額が7,792万5,621円である。

<大塚委員>

柔道整復師の療養費に関しては、前年度から比べてかなり減少している。その理由として、コロナによる受診控えと説明があったが、それ以外にも柔道整復師の施術に関しては、療養費の適正化に向けた働きかけもあると思う。亀岡市は、どのような形で適正化されているのか。

<保険医療課長>

3カ月以上の受診がある方に対し、受診のお知らせという形で確認を行っている。昨年度は年間91人の方に確認のお知らせを送付した。この事業は、療養費だけでなく、重複投薬、重複受診に係る部分についてもお知らせし、医療費の適正化を図る試みを行っているところである。

<大塚委員>

3カ月以上という期間を対象とするのか。部位は関係ないのか。

<保険医療課長>

3カ月以上、月10日、14日以上 of 施術というところを要件としており、部位については、特段要件としていない。

<大塚委員>

亀岡市は、適正化を委託しているのか。

<保険医療課長>

亀岡市では、看護師を会計年度任用職員として任用しており、独自でレセプトを点検した上で適正化を行っている。委託などは行ってないので、実績を上げることが目的ではなく、真に必要な医療費が適正に支払われているかという観点で事業を実施している。

<竹田委員>

療養費の適正化を行うために基本となるものが国の制度にあるということか。

<保険医療課長>

そのとおりである。厚生労働省から療養費の適正化ということで、保険者は適正な療養費の支給決定に伴い、3カ月以上であるとか、3部位、4部位という部分の施術があった方に対し、通知を送付することによって、注意喚起を促すことに努めることというものがある。それに基づいて実施している。

<竹田委員>

施術者に対し指導などを行ったことはあるか。

<保険医療課長>

近年、施術者に指導したケースはないが、平成24年度に不正受給の関係で告発したケースがある。近年はそこまでに至るものはないと認識している。

<大塚委員>

この調査票について、調査票の中には適正化のためのパンフレットが入っているが、受診抑制していると取られても仕方がないような内容となっている。3カ月も遡って、いつ、どのような病気で施術を受けたのか、施術者が誰で、どのようなケアをされたのか、明らかに内容がおかしいものを例として作成されているように感じる。適正化は大事であるため、きっちりやってもらう必要はあるが、パンフレットの内

容をもう少し改めてもらう必要があると思うがどうか。

<保険医療課長>

パンフレットには、施術を受けるときの注意事項として、保険証が使える場合と使えない場合、病院での治療との重複はできないこと、領収書は必ずもらうことなどの内容が記載されている。これが受診控えに繋がるとは思っていない。

<大塚委員>

患者などから、調査が来るのであれば受診をためらうとか、分からないことをいっぱい書かなければならないので、書きにくいという声がある。

<平本委員長>

そのパンフレットは、どこが作成しているものなのか。

<保険医療課長>

国の推奨のパンフレットである。

<平本委員長>

亀岡市独自で作っているパンフレットではないということか。

<保険医療課長>

亀岡市独自で作っているものではない。亀岡市では、年2回、定期的に国保だよりというものを作っている。納付書と一緒に送付するチラシみたいなものであるが、そこで柔道整復の特集を組んだこともあるので、今後、内容を検討してみたいと思う。

<並河委員>

今は、保険料の滞納整理業務は税機構が行っている。運協の資料に7割から8割が滞納世帯であると記載があったが、市にも窓口はあるか。

<保険医療課長>

国民健康保険の短期証の発行世帯は、令和2年度末で962世帯である。滞納整理業務の移管後、滞納の相談などは原則税機構に行っていたが、身近な窓口ということで、保健医療課に来られる方もたくさんいらっしゃるし、電話を頂くこともある。その場合は、税機構と連携をしながら、市の窓口で相談に応じる体制をとっている。

<長澤委員>

271ページ、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について、実績は1件だが、相談は何件あったのか。

<保険医療課長>

相談は2件あった。

(4) 令和2年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計決算認定(第15号議案)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～16:19

[質疑なし]

[理事者退室] 市民生活部

散会 ～16:33